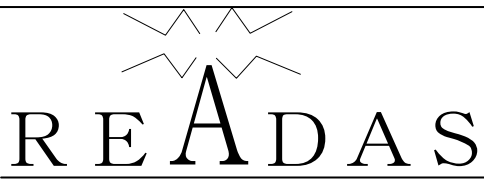


第 5698 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月24日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ビットコインに係る消費税の取扱い

Q：ビットコインに係る消費税の取扱いが変わるそうですが、どのようになるのですか？

A：非課税取引になります。

【解説】

最近、ビットコイン取引が人気ようです。現行の消費税では、現金・小切手などの支払手段や商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡などは非課税とされていますが、ビットコインはこれらのいずれにも該当しないことから、消費税が課せられています。しかしながら、改正資金決済法（2017年4月に施行予定）において仮想通貨が「支払手段」と定義づけられたことから、ビットコインを非課税とすることになりました。

この改正は、平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されますが、適用前の駆け込み取得での仕入税額控除の利用を防ぐため、仕入税額控除の利用が制限されることとなっています。

具体的には、平成29年6月30日に100万円（税抜き）以上の仮想通貨を保有していた者について、同年6月1日から6月30日までの間の平均保有数量が増加したときは、その増加した部分の課税仕入れに係る消費税について、仕入税額控除制度の適用を認めないとしています。

